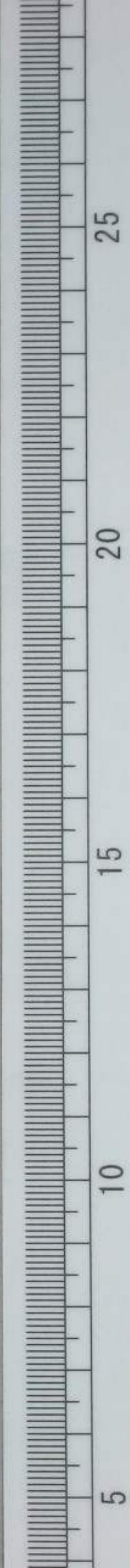


英國史畧

一

170
369
1



明治庚午午晚夏刊行

河津孫四郎譯述

英國史略

凜准 知新館藏梓



明治廿年八月廿日寄贈

明治三庚午年七月一日二冊求之

英國史畧序

今之人の英國を慕ふ者多し其の故を問ふに曰く彼邦の
富強を自矜せしむるものあり
其の由を問ふに曰く其の故を問ふに曰く彼邦の
富強を自矜せしむるものあり
其の由を問ふに曰く其の故を問ふに曰く彼邦の
富強を自矜せしむるものあり
其の由を問ふに曰く其の故を問ふに曰く彼邦の
富強を自矜せしむるものあり
其の由を問ふに曰く其の故を問ふに曰く彼邦の
富強を自矜せしむるものあり



門 9
369
卷 1

英國史畧序

小細羅一管之一子一物乃乞らざる
母之海邦小雅視せり云々
集々一其古之生々一粗野雷似
實々文物乃見り其母々人々深
林所中一窟居一田操之生々
常々一其々一のこぼれ々々小雅無
之おる其々今古乃無隔々々何々

甘々心々々々蓋一今其國其史哉
々々々々國乃漸々々々起々之勢々
々々々々幾代幾世其小月々
一々極物々理乃字々研精一
踏々々々風俗々々書々々々幸福哉
祥益々々心々々々々々々々々々此
史其漢其其の彼其其其其其乃

鉄鎗を投る終日野獸を捕へ其肉を食し之を
 然しケント地名英國其外英國の南地又住る民の北
 地又比をを少しく開けしを以て夜の小屋又臥
 し晝の田畠を耕し布を織ことをさへ覚え又軍
 の器械も概整ひ多り其器械の中又最も奇とん
 るを戦車又して軍行の時巧之を動らし
 て戦へる此民の告恐爾國略の佛郎と移り住
 之多り之のよして其僧徒の皆頗る學問尤
 も讀と書まの業の頃時いまど開々としを以
 て天文歴史行儀教法等の詩を暗誦して之を教

るまで又ぞりりりる羅馬帝證撒一羅馬の將嘗曰
 其詩の多りりしを實驚くべし學者之を暗記
 たり又を二十年を費さるを得たり

羅馬人英國至事

羅馬をり伊太利の貧した一小邑ありしが其
 民の忠勇より速富國強兵の策を為して追
 り伊太利の全國を討從へ遂師を諸國又出し
 たり其將の猛きや其兵の強きや進む所勝とん
 とりふことあり攻むる所取らばとつふことふ
 し遂又三大洲を併吞し不列顛即英國もま

羅馬の為に攻取らるるに始て不列顛を攻めし大
 將を即ち羅馬帝諱撒あり諱撒の此國を攻し時
 ケントの民海岬におちて羅馬の兵を防ぎ例の
 戦車を走らし鎗を投付るといつんども羅馬の兵
 の闘戦に慣る者ふれば遂に之を打破り海岸
 に上りて陣營を築たり後羅馬帝クローヂュー
 スの時に至り不列顛を平定して羅馬の別部と
 ふし多りて羅馬人の不列顛の諸處に美しき
 都邑を築た桥梁陰竇道路を作り且つ希臘臘丁
 の語を國民に教へけり

サクソン人英國を取てし事
 羅馬人をいと節儉にして正直なる良民ありし
 が追々奢侈に流し廉耻を知らざるより果をい
 と弱き國とぞありたりかゝる處に北方の夷
 狄争ひ来りて國內に攻入り或は西境を掠め或
 は東土に據り各其地を分ち取りしに羅馬の方
 面に之を支へんと欲するも及ぶべくもあ
 らばて皆阿面くくと降参しけりそ淺ましき
 時にサクソン人とつる夷ありてハルチング
 海の邊に住めり民ありしが此時に乘りて我も

良き地と云のせむやを、つとと猛き少年等相う
 多うひく二三艘の早船は打乗り不列顛をさし
 て漕を寄せたり初り羅馬の盛んありしとて不
 列顛人の謀叛せんことを恐ま土人兵器を用
 ふることを許さばむれば今サクソン人の攻
 寄るに至りて之を防ぐの術を知らざりしと
 て戦いざること成得されば土人等と相屬まし
 て項刺しの支へ戦ひしが遂にサクソン人討
 破られ弱き者の降参を乞ひ強き者のハワース
 コルンウェル二箇所の山中に逃げ登りたり此時

不列顛はアルチュルトと云ふものなり質性義勇な
 して節を屈せん國の爲に數くサクソン人と戦
 ひしが西暦五百四十六年我武欽明天皇七年の
 戦に於て遂に討死したり今に其人を賞し多う
 詩文多し

七箇國英地は興りし事

始て英國は來るサクソンの酋長ハヘンジス
 トホルサと云ふ同胞よりてセントを取きて
 王多りしが本國の酋長等之を聞き傳へて我も
 ちて英國は行きて王多らんをのとして争ひ來り

ておのく地を掠められバ怒ち七箇の王英國イギリスと
 興まり此時を名々にサクソン七國の世と云
 サクソン人の英國に來りし日より學藝再び廢
 じ書籍を燒き棄てられバそれより學藝再び廢
 て古より人々書を讀むものハさうあり經を誦
 するものもあつたり云々西曆五百九十六年
 我推古天皇四年羅馬法王ローマ予譯云々西洋易知
 隋文帝開皇八年僧徒數人と遣しサクソン人
 と譯云々今人のよ僧徒數人と遣しサクソン人
 耶蘇教を弘め學問を勸め云々程なく此宗門
 國中又行われ才智ある者ハさう讀む書きと學

ぶに至り

英國一統せし事

附デーン人の事

西曆八百二十七年我唐文宗太和元年英國西
 地の王イグハルト七國を一統し即ち自ら英國
 王と稱し云々其孫アルフレト王を前後に並び
 ぶき明君として自ら古の法律を集成せしめし
 り其法今に傳り英國の民々々其恩澤に浴せ
 り此君登位の初めデーン人とのハる夷狄海を
 絶て英國に攻來せしがアルブレトも云々と防

た得て身奴僕ぬわくの姿すがたとありて或農民の家いへに匿かくれぬ其農民を忠節ちうせつある者ものとして國王こわうとい知らざれども英國えいこくの為ために戦いくさひて敗まけきし者ものありんと思ひつゝ憐あはれみて之それを保護ほごしつゝアルフレットも奴僕ぬわくの如く其為ために家猪いへぢうを畜たくわひ或あるを家内いへうちと幕まくらき其外主人夫婦の命いのちあることを勉つとめたり一日主婦餅もちを焼やくんと欲ほし之それを火かよりけアルフレットは内うちてよく氣いきを付つてよくつひに折節せつせつ此家このいへに訪ま来きる人ひとありて英國えいこくの軍兵いくさぐん近く原野はらに集ありアルフレット王おうの行方ゆくへを憂うれ索もとるよしと心こころ有あるや具もよ

その語ことばをしつゞアルフレットを其話そのはなしよりうねりて餅もちの氣いきを付つることと忘れしつゞ餅もちの黒くろく焼焦やくじやう多おほく主婦しゆじん之それを見て大おほく怒いかり何なにとて斯かく愚おろうふらやとつゝ罵ののしりしガアルフレットの立上たてありて始はじめて其身そのみの素性そせいを語ことばでうねり夫婦ふうふの驚おどろか惑まどひて須臾しゆんの言語げんごもあがりしガアルフレットの夫婦ふうふの手てを握にぎりて其深切しんせつと謙かたじけし聽きて其家そのいへを暇いと乞こして英兵えいへいの集あり多おほく原野はらをまじりてぞ出行いきまゝ是こゝに於おいて將士しやうしらるるアルフレットを迎むかへて悦よろこぶこと大方おほく勢いきほひの破竹やぶたけの如ごとく

よして當てうゝるねば如何して之を破るへま
 やと皆々途方よくきくろがアルブレット云く此
 事の暫く我を任せてし我先づ敵の情態を探る
 べしといひく直に鎧を卸棄て樂人の衣服を着
 し手は琴を携へて敵陣に趣き入りテリン人の
 陣屋の邊より琴を弾きしを聞か營中の樂と
 せんとも之を大将の陣所と案内し入り其間
 アルブレットを盡く軍中の委曲を探りて歸り其
 翌夜兵を率ひて敵陣に討入り散りて之を破り
 かねてデリン人の英國を棄て本國に歸りたり

かねよりテリン人のアルブレットの威を懼きて
 其在位の間は無事ありしが其殂落しきを聞
 き又來り寇せしことりアルブレットの殂落の
 西曆九百年我醍醐天皇昌泰三年あり後百餘年
 と過ぎてデリン人の勢は益盛んよしてカニ
 トといへり王に至りて遂に英國を平定し自ら
 英王と稱し入りカニート王在位十八年よして
 殂落し位を其子に傳へるりさきカニートの子
 の嗣ふくして殂落しかねば國人イドワルドコ
 ンベシヨルといへりアルブレット王の後を迎へ

七
 口
 行
 言
 成
 文

て英王と云々時又西曆千四十三年我皇長久四年宗
仁宗慶あり

ノルマン人の事

イドワルド殂落し寵臣ハロルドと云ふ者禪と
受け位又即きぬ初めイドワルドの未名位又登
らまをし時ノルマンディーの佛郎西維廉の許又在
一が或時維廉又内ひて我若し英國又歸て王
と云ふ位と君と譲らんと約し多りきねびい
ドワルドの殂落せしと聞又及之維廉兵を以て
英國又討入り先約の事と唱へ西曆千六十

六年我皇治三年十月十四日ハロルド

とハスチングスと戦ひ大に其兵を破りハロル

ドを殺し之を維廉ハ倫敦の都に入り自ら

王と稱是を維廉コンケロルと云ふ

維廉の先祖ハノルマンと云ふ北狄の酋長と

して其名をロルロと云ふロルロの兵西曆九

百十一年我皇乾元二年佛郎西を攻め

しガ佛王查理其威を懼き地を割て之を與へ佛

國列侯の一と云ふし其地をノルマンディーと名づ

くノルマン人の住り所多程なり此夷の性

英皇の御歴代
知新集

質の仁心深く女を尊と敵兵とのいんども之を憐
むこと深きゆりゆり故に英人の性質のよきハ
ルマン人より傳へしるありとぞ

○維廉以下英王の表

ノルマン正統

維廉第一ケコロ 千六十六年即位千八十七

年殂

維廉第二 千八十七年即位千百年殂

ブロイス家

顯理第一 千百年即位千百三十五年

ステーヘン 千百三十五年即位千百五

殂

十四年殂

プラシタジ子ト家

顯理第二 千百五十四年即位千百八

十九年殂

リチャルド第一 千百八十九年即位千百九

十九年殂

約翰 千百九十九年即位千二百

十六年殂

九

顯理第三

千二百十六年即位千二百

七十二年殂

華義都第一

千二百七十二年即位千三

百七年殂

華義都第二

千三百七年即位千三百二

十六年殂

華義都第三

千三百二十六年即位千三

百七十七年殂

リチャルド第二

千三百七十七年即位千三

百九十九年殂

ランカストル家

顯理第四

千三百九十九年即位千四

百十二年殂

顯理第五

千四百十二年即位千四百

二十二年殂

顯理第六

千四百二十二年即位千四

百六十一年殂

ヨルク家

華義都第四

千四百六十一年即位千四

百八十三年殂

華義都第五

千四百八十三年即位

リチャルド第三

千四百八十三年即位千四

百八十五年殂

ヘンリー家

顯理第七

千四百八十五年即位千五

百九年殂

顯理第八

千五百九年即位千五百四

十六年殂

イトワルド
華義都第六

千五百四十六年即位千五

百五十三年殂

マリ
麻利

千五百五十三年即位千五

百五十八年殂

エリザベット
以利撒畢

千五百五十八年即位千六

百二年殂

スチュアルト家

ゼームス
惹米士第一

千六百二年即位千六百二

十五年殂

シヤルレス
查理第一

千六百二十五年即位千六

百四十八年殂

共和

自千六百四十八年至千六

查理第二 シャルレス

百六十年
千六百四十八年 一云千六百六十年

惹米士第二 セームス

即位千六百八十五年
千六百八十五年即位千六

維廉第三 ウィルヘルム

百八十八年
千六百八十九年即位千七

安尼 アンニ

百二年
千七百二年即位千七百十

ハノーフル家

四年
千七百五十二年即位千七

若耳沼第一 ジョージ

千七百十四年即位千七百

若耳沼第二

二十七年
千七百二十七年即位千七

若耳沼第三

百六十年
千七百六十年即位千八百

太子攝政

二十年
自千八百十一年至千八百

若耳沼第四

三十年
千八百二十年即位千八百

維廉第四

千八百三十年即位 千八百

三十七年歿

維多利亞

千八百三十七年即位

ノルマン正統の諸王

維廉第一の事

評云維廉第一即コロシハ人情少ふ
法を行ふこと嚴うあり

維廉第一の時ヒウダルシステム封建とシテ政

治歐羅巴一般を行われれば維廉も之ハ倣ヒ

英國の地を數多の州郡ニ分ち之を功臣ニ與ヘ

多り維廉又國中ニ命シテ英國の地所を委ク調

べさせ之を一冊の書籍ニ作らしめ之を其

書とテナムステイブックとシ

維廉第二の事

評云維廉第二ハ號ヒ起ルを性急ナシ

多事を行ふニ勤シ辨スふシ

先王遺命ニテノルマンガリと長子ロベルドト

英蘭史記 卷之十一 英王亨利第二

與へ英國と次子維廉と與へるり之と維廉第二
と云蓋し維廉ハ先王の愛子ありし故あり
維廉第二の時歐羅巴の諸國舉て耶路撒冷とい
ふ所を進發しより其故如何とあるは此地ハ
耶蘇教の高祖の生きたる其法を説き種々の怪事
を行ひ遂に死する所にて參詣せねハ一生の
罪業消滅せべしといふ愚らよも思ひ定めて歐
羅巴の愚直ある民此地を行くもの多かりき
此地の亞刺伯耶蘇教と奉せよ屬せし時亞刺
伯人の開々たる民あるが參詣人の來る時の頗

る土地の富を増べしとて厚く之を取扱ひしが
西曆千七十六年我神宗熙寧九年三於て此
地土耳其を取らばしより土耳其人の亞刺伯人
と違ひ宗旨の違ひあるもの悪くこれを歐羅
巴の參詣人よ種々の無禮を行ひきバ歐羅巴
の諸國之を聞き皆大に怒り一舉に耶路撒冷を
取らんとして數十萬の勇士を集め直に耶路撒冷
を進發せ此時ノルマンデ公ロベルト即ち英王
此地を進發しけるが兵と募りの財ありて以て
暫くノルマンデと英王を預るる金と借り其軍

英蘭史記 卷之十一 英王亨利第二

費^{ヨウ}を充て^ルて^ルと^キたり
 維廉^{ウイラム}の狩^{カウ}と好^{コト}ま^ルれど一日^{イツニツ} ニューホレストとい
 ふ森^ノに於^{ケル}て狩^{カウ}とあ^ハりて樂^{ラク}ま^ルる時^{トキ}急使^{キウシ}到着^{トウチク}し
 ノルマンチ^{ノルマンチ}は一揆^{イツケン}起^キき^ル由^ユ報告^{ホウコウ}され^ルて維廉^{ウイラム}の
 勃然^{ハツゼン}と^シて怒^{イカ}り直^ナり其馬^{シバ}に鞭^{ムチ}うち獨^{ドク}り港^{ミナト}をさ
 し馳行^{チキョウ}くを折節^{セツ}天氣^{テンキ}惡^{アク}しりり^リと船^{フネ}子^コど
 も船^{フネ}を出^デし^ルが^シと辭^{ワカ}し^ルど少^{オウ}しも之^ノを聞^ク入
 る^ル強^{シク}く船^{フネ}と出^デさしめ自^ミら飛^{トビ}乘^ノり云^{イハ}汝^ニ等^ノハ王
 者^ノの溺^シき多^クる例^{レイ}を聞^クき^ルや何^ニぞ^カき^ルで^シ臆^{オソ}と
 る^ルこと^ノの^ハい^ハん^ヤと^シ船^{フネ}と踏^{フミ}鳴^ナし大^{オホ}ひ^ニ罵^ノり^ク

已^レ此^ノ一^ツ故^ノも維廉^{ウイラム}の性質^{セイシヤウ}を察^{サツ}り^テ足^タま^ルる
 後^{ノチ}又^{マタ}維廉^{ウイラム}ニ^ツホレスト^トは狩^{カウ}せし時^{トキ}近^{チカ}臣^シワルト
 ルテ^レル^ルと^シて^シ者^ノ從^ツひ^ク狩^{カウ}と為^スり^ク其
 射^{イハ}多^クる箭^ヤ謬^{マウ}て王^ノの胸^{ムネ}腔^{コウ}を貫^ツき^ルれど憐^{アハ}れ^ルし
 維廉^{ウイラム}ハ其^ノ場^バに於^{ケル}て立^タ地^チに殞^シ落^シる

顯理^{ペンリ}第一^{ダイイチ}の事^{コト}

評^{ヒョウ}云^{ハク}顯理^{ペンリ}第一^{ダイイチ}ハ善^{ヨク}く書^{カキ}と讀^{ヨミ}め^ル
 故^{ユヘ}又^{マタ}人^ノ之^ノをボークレルク^ト書^{カキ}生^ナと渾^{マシ}
 號^ナを

先王^{センオウ}の殞^シ落^シし^ク時^{トキ}兄^{ケイ}の口^{クチ}ベルト^トを耶路撒冷^{ゼリユサレム}

又行きて國に在りしを維廉第一の末子顯理自ら王と稱しけりロベルトこれを聞き急ぎてノルマンディに歸り直り兵を起して英國に攻入り顯理を廢せんと謀りしをカニテルバリの教長ロベルト顯理の兩君に説きけるに兄弟して戦争あるを天理に悖り多きことをいふまじと諫言ければ兩君實より其諫言を容れ即ち和睦の條約を為せり其文に云顯理の一生王位に居毎年ロベルトに若干の金を贈るべし若しロベルトに先多かりて顯理殂るれば

ロベルト王位を継ぐべしロベルト先多かりし時顯理ノルマンチとも并立せしと然るに顯理此約を守らば後又兵を起してノルマンチに攻入りロベルトと戦て大に之を破り首を斬ると一萬級其上ロベルトを俘虜にして牢獄に繋ぎぬ後二十八年十一月三日にロベルトを遂に死せしめし
ロベルトの一子維廉父の所領を取復さんと欲し佛王に援を求めしを佛王に直之を承引き兵を起してノルマンチを討ちたるが却て英

王顯理の為に破らるるなり此時羅馬の法王佛王の為に英王と和睦を乞ひ決断して云ノルマニヂを顯理の所領として他人之を争ふことありとべし然しノルマニヂを佛王の屬地あらばハルマニヂ公の格式を以て佛王の軍事ありとて兵を獻ぜざるを得ざると顯理之を承諾して其軍ハ止とぬ

顯理を一男一女有り男ハ十八歳の時海に溺れて死し女マウトを佛國安如公の子ゼオフリイフランタレ子ト嫁せり

ステーヘンの事

評云ステーンを狡猾ある謀を以て王とあり一日も安き思を為さば僅に位を保ちり

是迄英國を一日も女王の治めし例なく且つ佛郎西等の諸國の女を立つる法有り然れどステーヘンの先王の妹を從姉妹マウトと立ちて自ら王位を篡らんものと忽ち慈心と生じマウドの英國に在りし處に乘りて國相の一人を説合ステーヘンに位を譲るべき先

王の内命ありしと國中ニ布告せしめ遂ニ英王
 とありまを太程マウドを兵と募りて英國
 又攻入りステーヘンと戦ひ互ニ勝敗ありてス
 テーヘンの虜又せしむることもあり又マウ
 ドの危くして一度ハ雪中ニ白衣を著て虎口と
 脱け又或時ハ棺ニ匿るる危難を免るること
 あり又至り此の如き事連年ありしハ兩軍
 互ニ争ひつゝを遂ニ和睦をふせり其約束ニ云
 ステーヘンハ一生位ニ在るべし殂しむるに
 ハマウドの子顯理位と継ぐべしと其翌年ステ

ーヘン殂しむるが顯理位ニ即きたるは是をブラ
 ンタジツト家の祖と云
 ステーヘンの時ニ當りて諸侯多ク國の亂る
 又乗じて已ウ城砦を築き各此ニ據りて朝廷を侮
 り互ニ相戦ひつゝ内亂止む間なく國民塗炭
 又苦むる也

プランタジツト家の諸王

顯理第二の事

評云顯理第二ハ智勇を兼備へる
 人なりどもトーマスエベットの

墓前より於て鞭打り多しつと見苦し
 顯理第二のアイコイテリンの女主イレールを
 后と為しつれど佛地は英の領地の大ひ増し
 多きども此イレールを性質善らざる者ふ
 進み却て顯理の一生の憂を増し多し故に財ふ
 くとも貞節ある女とこそ妻とあらんれと古人
 もいふに顯理も後悔せしあらん顯理の少ら
 し時ロサモンドとつへる美婦を愛むに恰も膠
 漆の如く契りしがイレールを娶りしは縁
 と切多し此女のイレールの類はつれど貞

操ありそのあまは離縁され多しと少しも恨
 む尼寺に入りて一生を安樂に過しつるとぞ
 此項僧の權威盛んとして羅馬の法王の諸國の
 王を廢立するの權を持ちつるあまは斯くの
 ありしと尋らば法王曾て諸國の僧官と心を合
 せ互に僧の權を増し加へんこと謀りしより
 諸國の僧官の擧て法王の徳を稱し各其地の士
 民を説き感しつれど法王の權の遂は古の羅馬
 帝の如くはありしあり顯理常之を憂ひいら
 ばもして僧徒の一致を破り彼等の權威と挫

んと深くぞ思ひと凝しきりこりこり顯理の寵臣
 といつてマスエベクトといひ者あり一日顯理之
 と從へ各馬に乗る市中を徘徊せり折しも冬
 の最中より寒氣烈しきりこりこり路傍に臥し
 る乞食の寒さよ苦しめりを見て王のベクト
 向て云此天氣又當りて彼の寒さを凌ぐよ足
 衣服さへ持多ぬと見ゆかねば彼又温らふ
 外套を取らせんこと豈快しきやとベクト
 答て君乃の多きよ所つと慈悲深きことぬき
 取らせ給ふべしといひしり王の微笑てき

を彼よ之を取らんべしといひ強くベクトの
 外套を引きくれればベクトを之を取らせじと互
 又引合しがベクトの遂に手を放しきり
 王の其外套を彼の乞食又與へり顯理とベク
 トと相睦しりしことこれよても知るべし抑
 此ベクトといひる者學藝を好む又學藝に
 を愛でくれればエキセストルのジョーセフサリ
 スバリーのジョン等許多の學者其家よ群集
 ベクトの常よ奢侈を極め暇に
 鷹を放ち又騎馬の演習を為しよき然し信

又顯理シヨウリは仕へられバ顯理も淺うシヤウべ之を寵愛
 し嘗て思へらくベクトを以て英國イギリスの高僧とふ
 是時の諸事我為ナリ宜しうシヨウべし随て僧徒の權
 威を挫ツキがんと欲する宿志を達トクせんニ良縁リョウエンとも
 ありべしと思ひ即ち之をカニテルバリーの教
 長とふしより備もベクトの教長と任ぜらる
 自ら思ふは我若し王の欲するまゝニ行ひふバ
 歐羅巴ヨーロッパ僧徒の為は惡アクと譏らるべし我ハ之を好
 まば衆人シユウジンの尊ツクまらるることニを願ネガはれと心ココロを
 決し盡く美服麗飾を打棄て屨末の綿衣を着し

食ハ麵包パン冷水野草の外は求ることなし又數々
 己ミの身ミを鞭ムチちて自ら前非を罰し日毎は乞食の
 足タビを洗スひたりされバベクトの聖名天下は馨し
 く人其徳を稱しるを顯理思へらく我愛臣の教
 長斯く勢セキあり我言出イハし多ることハ彼も助くべ
 かねバ何事ニ行ユられざらん今を宿志の達トクせん
 時至トキまりと思ひ定め則ち羅馬法王の權威を削キ
 るべき法律を作スりて國中は布告しるがベクト
 ト却て之を拒コトるを我曾て英王の大恩を蒙ウケり
 とつんども我職任の枉マげがしとつひく益法

王の方を助けしうと顯理大に憤り盡く教長の領地を召上りたる程又ベクトの佛國へ出奔し々
 王法王の更あり佛王もベクトの為又英國を征伐せんと盟ひ英國に於ても僧徒の勿論土民大半顯理の處置を譏りければ顯理も已むこと以得ざる布告し多る法を廢しホルマンデに於てベクトと和睦し再び英國へ歸るべしといひ贈りしウバベクトを權威の更又一層を加へ多るを竊り悦び直又英國カンテルバリーの寺院に歸りしが顯理の未だホルマンデに在りて唯快く

として樂まば恩を知らざる臣を信し多ることの口惜しさよと獨りうとうとと近従の者立聽し同士の人二三名を語らひて英國に歸り直又カンテルバリーの寺院に押入り神前に於てベクトを殺しこれを此事實の顯理の知らざることふれども顯理の命せらるるあつんと羅馬法王等の疑ひを受けて英國の民に至るまで之を怒り罵り々れど顯理を餘儀ふくベクトの墓に参詣し咎を脱ぎ其罪を謝し僧徒を乞ふく已々脊を鞭多しめたり

嗚呼憐むべし顯理の妻を良配ありん電臣ベケ
 トよを斯め如し加之王子四人有りしが父は孝
 あり子とてを一人もあうりしとぞ尤長子顯理
 と三子ゼオフリーを不孝と悔ひ悲しむ病死せ
 しと雖も二子リチャルドを尚不孝の行跡と已め
 ぞ利謀叛を企て遂に父子の戦とありしが顯理
 をリチャルドの兵と打負けたりとねど汝の望む
 所何とも叶へ得ざらん故に兵と解くべし
 と其子又謝るれど其軍を止るに及ばず此時リチャ
 ルドハ第一に我呆方の諸侯を罪し給ふべし

ど就てを其人とを此の如しと謀反人の連判簿
 と示しとて顯理其簿を見り第四子約翰の名
 も載せ置きとねどいふく驚き我の子の中を
 約翰のを孝順ありと思ひしよ彼も斯く有り
 しやと只管憤り堪へざりしが之より遂に病
 とありて殞落しとぞ不運あり
 顯理第二の時英國の師阿爾蘭を伐て士林城を
 取り後英國女主以利撒畢の時に至りて其國盡
 く英國に屬せり

リチャルド第一の事

許リユサレム云リチャルド第一を土耳其王と
耶路撒冷と争て花くしき戦をあせ
る人其勇を称美て獅子の威なりと
云へる

リチャルド即位より二年前のことにて土耳其王
サラヂン耶路撒冷を取らるれを歐羅巴諸國之
と驚き再び兵を起して其地に進發を時よりチャ
ルドも兵を率ひて出張しサラヂンと勇しき戦
ひをあり儲りチャルドをサラヂンと和睦をふ
し使を以て言贈りしは三年の後必ず来りて君

と戦ふべしといふサラヂン答て我若し此地を
失ふこといふぞ他の人々も奪せんより寧ろ君
取らせんことを我が面目を重しといふとあしく
答へたるを聞けざる國は似がふ人ありんや
と英國の人々感じたり

借もリチャルドをサラヂンと和睦し船を打棄り
英國を指して歸らんとせしがベニースの近邊
にて難風を逢ひ其船破損したりを余義ふ
く僅の近臣と共に陸より服を改め商人の
姿となり稍く澳士利國ウニナの城下に至りぬ

初めリチャルドの耶路撒冷よりしりしと其勇と恃
 んを數々諸國の君と辱めしうぞ之を惡まざる
 者少く殊に澳士利王レオポルドをリチャルド
 の勇と嫉むこと深しうしうぞ其城下に至ると
 聞て大に悦び直ち人々遣て之を捕へさせ多
 腦河の邊あるブルレーステン城中に押込め
 り此事英國へ聞へしうぞ國民の驚き一方ある
 中にもリチャルドの愛臣ブロンデルとワヘ
 を只管之を憂ひつらも主君は會ひ歸國
 のことを議すべしと思ひ急ぎ旅装して澳士利

は出立ずりやう其國に到着したるも何
 の城に主君を在るやうも定らるるは主君
 の常は愛する詩を吟じて其方の城々を尋ね
 り遂よりリチャルドの在る城の下に來り折
 節リチャルドを牢中乃徒然と慰めんが爲に獨り
 詩を吟じていませしが誰とも知まぬ堀の外に
 り其詩の句を續て歌ひられざりリチャルドを大
 に怪しむ窓の戸を開き見るとあれ別人あり
 ブロンデルありしうば主從竊に再會と悦び互
 又是れをの艱苦を語り合ひ如何なるに此厄

と免うれしめんことと策謀をりしりチャルドを
 即ちブロンデルと向て云此國の情態を察する
 多數の金貨を以て我身を贖あがなより外は策ふし
 爾國に歸りて此事を母后に議まをすべしと命じけ
 るをブロンデルを其意を遵奉して速に國に歸
 るこの旨を母后に訴へたりする程に母后を件
 の金貨を國中より券つを之と澳士利王オーストリアに贈り
 たりをリチャルドを稍く免ふる本國に歸り
 る後數年を経たりチャルドを殞落しり
 英國史略卷之一終

